

広島県教育委員会教育長告示第一号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、技能教育のための施設における連携科目等の指定の解除をしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

令和六年二月八日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島舟入商業高等専修学校

2 所在地 広島市中区舟入中町八番二三号

二 連携科目等の指定の解除

電子商取引	電子商取引
指定を解除する連携科目	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目

三 解除年月日

令和六年三月三十一日